

令和2年度 こうち産業振興基金等事業 2次募集について

令和2年5月15日

公益財団法人高知県産業振興センター

応募状況により受付を終了する場合があります。申請はお早めに！！

◆2次募集受付期間◆ 令和2年5月15日（金）～6月30日（火）（17時必着！）

1 募集する事業【中小企業者向け】

事業戦略等推進事業

県内の中小企業者等の、新製品等の開発及び生産性向上などによる事業戦略、経営革新計画及び経営計画等の実現を図る取り組みを対象とした事業

【補助対象者】中小企業者等

【補助対象事業区分】①生産性向上支援事業 ②新商品・新技術・新役務開発事業

※ 生産性向上支援事業については、生産性向上に関わる取り組みに限ります。

※ 但し、新商品・新技術・新役務開発事業については、センターが内容を確認した製品企画書に基づく事業に限ります。また、食品の商品開発は対象から除きます。

※ 新事業動向等調査事業及び販路開拓事業、人材養成・人材確保事業については、今回の募集からは除きます。

【補助率】1/2以内 【補助上限額】2,000千円（生産性向上支援事業）

10,000千円（新商品・新技術・新役務開発事業）

【補助対象期間】交付決定日～最長1年間

※ 2次募集より前年度までの「高知県ものづくり事業戦略推進事業費補助金」と統合した内容に拡充しました。

【主な拡充内容】

①生産性向上につながる設備投資に必要な借入利子の一部を補助する県利子補給制度の融資上限額が最大である「生産性向上計画型」への申請に必要な生産性向上計画の作成に活用できる生産性向上支援事業を新たに追加。

また、5S やテレワーク等の生産性向上に関わる専門指導などに活用することも可能。

②機械設備費を含んだ補助上限額 1,000万円までの製品開発が可能（人件費は除く）。

※申請対象事業者・・・経営革新計画、事業戦略又は経営計画等の各種計画に基づいて事業に取り組む中小企業者等。

※ご申請いただくには、申請要件を満たしている必要があります。裏面もご確認ください。

2 審査方法 審査会において申請企業によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、採択者を決定します。

（申請件数によっては一部申請において、書面での審査のみになる場合があります。）

審査会は令和2年7月下旬、交付決定は令和2年8月初旬を予定しています。

3 申請書の様式等 各事業の申請書様式、実施要領等は当センターの募集 HP をご覧ください。

○募集 HP (https://joho-kochi.or.jp/center/kochisangyokikin_2020.php)

4 問い合わせ及び申請書提出先

〒781-5101 高知市布師田 3992-2

公益財団法人高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課

TEL : 088-845-6600 FAX : 088-846-2556 E-mail : kigyousinkou@joho-kochi.or.jp

検索

高知県産業振興センター



飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画

令和2年度 2次募集 事業一覧

事業名	事業概要	補助対象者	補助内容	補助対象経費	備考
事業戦略等 推進事業	県内の中小企業者等の、新製品等の開発、生産性向上などによる事業戦略、経営革新計画及び経営計画等の実現を図る取り組みを対象とした事業	○県内の 中小企業者等 (中小企業、農協、 森林組合、漁協、 NPO等)	○補助率: 1/2 以内 ○補助限度額: 2,000 千円 (生産性向上支援事業) 10,000 千円 (新商品・新技術・ 新役務開発事業) ○補助対象期間: 交付決定日～最長1年間	○対象事業: ①生産性向上支援事業 ②新商品・新技術・新役務開発事業 <u>※生産性向上支援事業については、生産性向上に関わる取り組みに限ります。</u> <u>※但し、新商品・新技術・新役務開発事業については、センターが内容を確認した製品企画書に基づく事業に限ります。また、食品の商品開発は対象から除きます。</u> <u>※新事業動向等調査事業及び販路開拓事業、人材養成・人材確保事業については、今回の募集からは除きます。</u> ○主な対象経費 ・謝金／旅費／研究開事業費／庁費(印刷製本費、翻訳料、通訳料等)、外注加工費／委託費/ 機械設備費 等 <u>※今回よりセンターが内容を確認した製品企画書に基づく製品開発を行う場合は、機械設備費が新たに対象となり、補助限度額が 10,000 千円となっています。</u>	この事業を申請するには、下記のいずれかの要件を満たしている必要が有ります。 ・中小企業等経営強化法に基づき知事が承認した「経営革新計画」の策定 ・当センターの事業戦略支援会議が承認した「事業戦略」の策定 ・県内商工会または商工会議所が認定した「経営計画」の策定 ・その他、これらに準ずる計画を策定